

平成29年度
事業報告書

平成30年5月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

はじめに	… 1
1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり	… 2
2. 地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と健全な発展のための対応	… 3
3. 建設業の担い手確保と労働災害防止対策の推進	… 8
4. 設立 70 周年に向けた諸活動の展開	… 11
5. 建設業における社会的責任への対応	… 12
6. 戦略的広報の展開	… 13
7. 主な要望事項等	… 14
8. 役員会等の開催	… 22
9. 各種委員会等の開催	… 22
10. 行事・諸会議の開催	… 23

はじめに

我が国の経済は、アベノミクスの取組の下、2012年末から緩やかな回復基調を続けているといわれているものの、建設業界については、公共事業費がかつての減少傾向に歯止めがかかり、ここ数年は比較的安定的に推移している一方で、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差が一層拡大し、地域の建設企業の多くが厳しい経営環境を強いられている。

このような中、政府が日本経済の再生に向けた最大のチャレンジとして位置付けている働き方改革への取組が一層加速化されている。建設業界では、これまでも賃金・休日等の労働条件の改善、女性等の多様な人材が活躍できる環境整備等、担い手の確保・育成に向けた取組を進めてきたところであるが、一億総活躍社会を構築すべく開催された「働き方改革実現会議」では、建設業における長時間労働是正を含めた「働き方改革実行計画」が示され、建設業の働き方改革は待ったなしの状況になっている。

10月に全国9ブロックで開催した地域懇談会・ブロック会議では、こうした働き方改革への取組とともに、その前提となる「安定・持続的な事業量の確保」、「公共事業予算の大幅な増額と大型補正予算」、「生産性の向上」等について活発な議論が行われた。そこで出された意見・要望を全国47都道府県建設業協会の総意として要望書に取りまとめ、関係各方面に対し、実現に向け働きかけを行った。

その結果、公共事業予算については、景気対策としての位置づけではないなかで、1兆円余りの公共事業関係費が平成29年度補正予算として計上されるとともに、平成30年度当初予算については微増ながら6年連続での増額確保がなされた。また、週休2日制に向けた経費の見直しなど、働き方改革への取組のための環境整備をはじめ、設計労務単価の6年連続の引き上げ、ICT導入に向けた支援策などが打ち出されるに至るなど、全建の活動は、着実に成果として現れるところとなっている。

地域建設業界が、わが国の人口減少、第4次産業革命下にあって大きな転換点を迎えているという認識に立ち、平成30年度に設立70周年を迎える本会は、地域を支える建設業の発展のため、各都道府県建設業協会との強力な連携の下、これまで述べた取組を含め、以下に掲げる事業に総力を挙げて取り組んできたところである。

1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な

公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり

(1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保と被災地の復旧・復興、

防災・減災対策の推進

建設業界を取り巻く状況は、公共事業費はここ数年、比較的安定的に推移している一方で、工事量の偏りによる企業間格差や地域間での事業量の偏りによる地域間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応等を担うべき地域建設業は、依然として困難な経営環境に置かれている。

このような中、9月22日に「平成29年度補正予算、平成30年度当初予算・税制改正に関する要望」、11月24日には地域懇談会・ブロック会議での議論を踏まえ、意見・要望を取りまとめた「社会資本整備の着実な推進と地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」を国土交通大臣をはじめ、与党幹部、国土交通省幹部に提出し、社会資本整備の着実な推進のため必要な公共事業予算の確保をはじめ、担い手の確保・育成、建設現場の生産性向上等について要望活動を行った。

その結果、平成30年度当初予算では僅かとはいえ前年度を上回る公共事業関係費が確保され、平成29年度補正予算については、景気対策としての補正予算ではない形では過去最大規模の1兆円余の公共事業関係費が計上されることとなった。

また東日本大震災、熊本地震等の被災地の一刻も早い復旧・復興を図るための予算をはじめ、復興係数や前払い金の特例措置などの被災地特例が延長されることとなった。

(2) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

本年度のブロック会議・地域懇談会では、事業量の大都市と地方との地域間格差や、働き方改革をめぐって、週休2日制の普及促進、生産性の向上などに関する意見・要望が地域の生の声として挙げられ、国土交通省幹部との真摯な議論が行われた。

本会では、ブロック会議・地域懇談会で提案された意見・要望を前述のとおり取りまとめ政府・与党幹部に提出するとともに、12月14日にはブロック会議・地域懇談会に出席した国土交通省幹部と本会正副会長並びにブロック理事・幹事協会会長等による意見交換会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

[平成29年度ブロック会議・地域懇談会]

10/4 関東甲信越ブロック会議・地域懇談会 (東京・千代田区)	10/19 九州ブロック会議・地域懇談会 (大分市) 10/23 中国ブロック会議・地域懇談会 (松江市)
10/12 近畿ブロック会議・地域懇談会 (京都市)	10/25 北海道地域懇談会 (札幌市)
10/13 四国ブロック会議・地域懇談会 (徳島市)	10/26 東海ブロック会議・地域懇談会 (名古屋市)
10/17 北陸地域懇談会 (富山市)	10/31 東北ブロック会議・地域懇談会 (秋田市)

2. 地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と

健全な発展のための対応

(1) 品確法及びその運用指針等の更なる徹底

平成29年7月に品確法等の効果検証に係るアンケート調査を実施し、企業の収益状況の把握に努めるとともに、適正利潤の確保に向け関係機関への要望を行った。

こうした調査結果を踏まえた要望活動等の結果として、平成30年3月に行われた積算基準等の見直しでは、品確法の理念に則り、最新の実態を踏まえて改定が行われた。

- ・一般管理費等率の改定 (研究開発費用等の本社経費の最新の実態を反映)
- ・小規模土工の区分の新設 (10,000m³未満の区分を新設)
- ・交替要員が必要な工事において、割増係数による積上げを廃止し、配置人員を必要日数計上する積算に改定

- ・市場単価の一部廃止（元請・下請間の取引価格が乖離し不調不落の要因と懸念されているコンクリートブロック積工など3工種を土木工事標準単価へ移行）
- ・被災地における積算基準等の補正係数継続（東日本大震災被災3県及び熊本県）
- ・土木工事標準歩掛の新規制定（2工種）及び改定（7工種）
 - 新規（2工種）：張りコンクリート工、ガス切断工
 - 改定（7工種）：現場吹付法枠工、雪寒假囲い工、路面清掃工など
- ・建設機械等損料算定表の改定
（建設企業が所有する建設機械等の販売価格や稼動実態等の調査結果を踏まえた改定）
- ・施工パッケージ歩掛の改定
 - 日当たり施工量、労務、資機材等の改定（10工種）：土工、土工（ICT）等
 - 設計値に応じた積算が可能となる標準単価設定方法への改定（3工種）：路盤工等

（2）建設生産システムの高度化に向けた対応

①生産性向上に関する取組

国土交通省のi-Construction 関連委員会（i-Construction 推進コンソーシアム、ICT 導入協議会、コンクリート生産性向上検討委員会）へ参画し、地域建設業の状況を踏まえ、中小企業が対応可能な環境整備を図りながら進めるよう提言するなど、必要な意見・要望を行うとともに、検討状況等について情報提供を行った。

このような活動や地域懇談会・ブロック会議等での議論を踏まえ、平成30年3月に働き方改革に向けた環境整備を図る観点から、週休2日制導入に取り組む際の必要経費の計上が見直され、これによる現場閉所の状況に応じた経費の補正や新たに労務費、機械経費（賃料）を補正の対象とするとともに、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の補正係数を引き上げる改定がなされた。

また、ICT 未経験企業等に対して、国土交通省が3次元データの作成・提供をする支援策が打ち出された。

さらに、CIM 導入推進委員会及び関連するワーキング等へ参画し、CIM 導入普及調査では、国土交通省本省及び地方整備局が所在する 10 都道府県の会員企業にアンケート調査に協力いただくとともに、ガイドラインの改定等に際しては当会建設 ICT 専門委員会委員に照会し、意見・要望を行った。

②建設生産システムに関する諸問題への取組

国土交通省の中央建設業審議会、基本問題小委員会、建設産業政策会議へ参画し、要望・情報提供等を行った。

建設産業政策会議及びその下に設置された 3 つのワーキングにおいては、10 年後を見据えた地域建設業のあり方について、各都道府県建設業協会や総合企画委員会委員に意見照会を行い、地域建設業の役割と課題、企業評価のあり方等について提言を行った。その結果、平成 29 年 7 月に建設産業政策会議でとりまとめられた「建設産業政策 2017+10」に当会の意見が反映された。

平成 29 年 7 月から 9 月にかけて、6 県の建設業協会との間で、入札契約制度や担い手確保等に係る各地域の現状や課題、改善策等について意見交換を行った。そこでの意見等を基に、平成 29 年 10 月に開催した地域懇談会・ブロック会議における当会からの提案議題を策定するとともに、発注機関に対する提言・要望活動を行った。

こうした活動の結果、公共工事設計労務単価については、平成 30 年 3 月の改定において 6 年連続で引き上げられたほか、ICT 建設機械の使用実態を踏まえた積算（変更）が可能となるよう ICT 土工積算基準が改定されるに至った。

なお、被災地における適切な発注に関して、熊本地震被災地においては、予定価格の設定にあたっての復興係数の引上げなど新たな対策が講じられた。東日本大震災被災地においては、地域懇談会・ブロック会議等を通じて被災 3 県各地の状況説明や要望等を行い、平成 30 年度も引き続き復興係数等が継続されることとなった。

③建設技術者の技術力向上等への取組

平成29年4月から6月にかけて、建設工事における施工の工夫・改善事例の募集を行い、応募112件（土木85、建築21、その他6）の中から、平成29年9月に開催した建設工事事例選考委員会での選考を経て、事例集に掲載する75事例（土木55、建築14、その他6）を選出し、平成30年3月に当会会員専用ホームページに掲載した。

また、会員企業の現場技術者の技術力と資質の向上並びにプレゼンテーション能力の向上を目的として、平成29年11月に第10回目という節目の技術研究発表会を開催し、事例集掲載75事例の中から、特に優れた11事例について事例発表を行った。

なお、記念すべき第10回目の技術研究発表会の開催にあたり、過去10年を振り返り、これまで最も積極的に事例応募を行い、かつ、本会を通じて有益な事例を数多く情報発信した会員企業に対して、特別表彰を行った。

（3）公共調達制度等への対応

①社会資本の維持管理分野、まちづくり等に関する取組

平成29年8月に除雪業務に係るアンケート調査を実施し、除雪業務の採算性や体制の維持等に関する課題等を把握するとともに、地域懇談会・ブロック会議等を通じて提言を行った。

②入札契約・総合評価等の改善に関する取組

「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」や「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」へ参画し、地域建設業の立場からの提言・要望を行うとともに、検討状況等について情報提供を行った。

「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」及び検討部会において検討している中間とりまとめ（案）については、各都道府県建設業協会へ意見照会のうえ提言した内容が反映されたものとなった。

(4) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

①税制・金融等を活用した経営改善のための取組

平成30年度税制改正要望については、事務局案を基に各都道府県建設業協会へ意見照会を行い、税制専門委員会において原案をとりまとめ、その後、経営委員会、理事会の承認を経て、平成29年6月に国土交通省へ要望書を提出し、平成29年11月には自民党本部で行われた予算・税制等に関する政策懇談会において要望を行った。

要望活動の結果として、雇用促進税制・所得拡大促進税制の延長、印紙税の軽減措置の延長、中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長、軽油引取税の課税免除措置の適用期限の延長など、全8項目の要望のうち、7項目について制度延長が行われ、雇用促進税制・所得拡大促進税制については、適用要件緩和等の制度拡充が行われることとなった。

また、建設業の経営に関する取組として、セーフティネット保証5号に基づく業種指定調査を四半期ごとに実施した。

さらに、事業継続計画（BCP）の普及拡大に関する取組として、静岡県建設業協会で開催された講習会において、全建の取組及び事業継続計画書の作成方法について説明を行うとともに、関東地方整備局の事業継続力認定面接にオブザーバーとして参加するなど、会員企業における事業継続計画の策定及び見直しの支援を行った。

②環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

国土交通省の「建設リサイクル推進施策検討小委員会」等に参画し、提言・要望を行い、その内容について情報提供を行った。

また、建設副産物の適正処理を促進するため、関連書籍等の販売や建設6団体副産物対策協議会の事務局として、各都道府県建設業協会と協力して建設廃棄物の適正処理に係る講習会を16都道県で34回開催した。

3. 建設業の担い手確保と労働災害防止対策の推進

(1) 地域建設業の将来の担い手確保・育成

①働き方改革への対応

政府の働き方改革実現会議において、3月に決定された「働き方改革実行計画」を受け、全建としても長時間労働の是正をはじめとした職場環境の整備を推進するため、労働委員会において7月から審議を開始し、「働き方改革行動憲章」(別掲)を取りまとめ、9月の理事会で機関決定の上、都道府県建設業協会を通じ各会員企業のもとに当該憲章を配布する等により周知を図った。

また、働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査(8月)を行い、会員企業の取組や実情を把握し、地域懇談会・ブロック会議での議論や各方面への要望活動に反映した。

全国建設労働問題連絡協議会においても、働き方改革をテーマに国土交通省・厚生労働省の担当官に政府の取組方針を講演してもらうとともに、地域建設企業が働き方改革を進めていく上で参考となる会員企業2社の先進的な取組事例の共有を図った。

さらに、発注者を含めた「建設業の働き方改革に関する協議会」が設置(7月)されるとともに、鉄道、電力、ガス、住宅・不動産の4分野で、受発注者及び行政による連絡会議が開催(延べ6回)され、工事等の実態・課題の把握に向けた協議に参画した。

このほか、日本経団連が取り組んだ「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」(9月公表)に賛同するとともに、生産性向上にも資する業務改善助成金制度に係る情報提供等に取り組んだ。

また、平成30年3月には働き方改革への取組をさらに前進させるため、「休日 月1+(ツキイチプラス)運動の実施、社会保険加入対策、公共工事設計労務単価の改定を受けた「単価引上げ分アップ宣言」の実施、人材育成支援による生産性向上への取組及び働き方改革の推進に向けた環境整備の加速を内容とする「今後の働き方改革への取組につい

て」を、労働委員会での検討・審議を経て理事会で決定し、平成 30 年度から取り組むこととした。

②人材確保・育成対策に関する取組

富士教育訓練センター及び三田建設技能センターの人材育成機能の強化や地域関係者が一体となった教育訓練体系の構築等を目指す「建設業担い手確保・育成コンソーシアム」では、「若年者及び女性に魅力ある職場づくり支援事業推進委員会」（4 回）及び企画運営会議等（延べ 6 回）への参画を通じ、事業の効果的な実施に向けた助言や地域連携ネットワークの構築支援、プログラム・教材の整備等を行った。

また、「外国人建設就労者受入事業に係る適正監理推進協議会」においては、外国人就労者が急激に増加する中で、将来の建設産業を支える担い手確保を進める上で阻害要因にならないよう、適切な処遇の確保に向けた取組を求めた。

③建設キャリアアップシステムへの対応

建設キャリアアップシステムの運用開始に向けて、「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」（3 回）、「運営委員会」（5 回）及び料金体系や利用規約等の検討を行う「運用ルール検討分科会」（7 回）に参画し、公共工事における利用強化策や経営事項審査への反映には慎重な対応を求め、システム登録の任意性を確保するとともに、企業規模や利用頻度を考慮した利用料金とするなど地域建設企業が参加しやすいものとなるよう取り組んだ。

また、「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」（5 回）では、元請企業における建設技能者の能力評価に関する調査結果を報告するとともに、建設業界で信頼され、建設技能者の処遇改善や担い手確保に繋がるような評価基準の策定を求めた。

(2) 労働安全衛生対策の推進

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき設置された「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」(2回)において、基本計画の策定に関与するとともに、「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」(4回)では、胴ベルト型安全帯の一定条件下での使用継続や、フルハーネス型安全帯への移行に向けた経過措置期間の確保等に努めた。

また、「2020 東京オリンピック・パラリンピック大会施設工事安全衛生対策協議会」(2回)に参画し、大会施設工事のモデル的な取組を通じ、民間工事を含め、安全衛生経費や適切な工期が確保されるよう適切な指導を求めた。

このほか、リスクアセスメントや現地 KY 等を盛り込んだ建設現場に従事する技術者・職長等を対象とする「労働安全を中心とした研修会」を実施(延べ16回、577人受講)し、労働災害防止に努めた。

(3) 建設労働者の福祉向上への取組

社会保険未加入対策については、「建設業社会保険推進連絡協議会」及び「同ワーキンググループ」(延べ3回)に参画し、公共工事ですら法定福利費が積算されない状況があることから、行政による指導の徹底と、民間工事を含めた法定福利費の確保に向けた取組の推進を求めた。

また、(独)勤労者退職金共済機構の「建退共制度に関する検討会」報告を受けた、建退共掛金納付に係る電子申請方式の実証実験に関する運営ワーキンググループ準備会合等(延べ2回)に参加するとともに、実証実験については会員企業の参加も得て、元請事業者等共済契約者の事務負担が軽減され、建退共支部の業務にも混乱が生ずることがないように建退共事業本部と連携を図った。

4. 設立70周年に向けた諸活動の展開

(1) 記念事業の検討・準備

平成30年に設立70周年を迎えるに当たり、記念事業の一つとして「70周年記念史」、「全建回顧録（仮称）」及び「全建のご案内（パンフレット）」の制作に取り掛かった。また、「功労者表彰」については、要綱を制定し、表彰対象者を選出するとともに、5月30日の記念祝賀会の開催に向けて、所要の準備を進めた。

(2) 設立70周年に向けた積極的な情報発信

「全建ジャーナル」においては、全建設立50周年以降に就任した会長・専務理事等への特別インタビューを10月号以降8回に亘って連載するとともに、平成29年2～3月号においては、「地域建設業を取り巻く現状と課題」について掲載するなど、全建がこれまで果たしてきた役割等について積極的に情報発信を行った。

(3) 地域建設業の将来展望策定への取組

総合企画委員会の下に、女性を含む若手経営者等で組織した将来展望策定専門委員会を設置し、平成29年8月から3回に亘る議論を経て「地域建設業将来展望（案）」として専門委員会としてのとりまとめを行った。その間、各都道府県建設業協会や関係団体等への意見照会も行うとともに、総合企画委員会での議論・検討を経て、平成30年3月の理事会において「地域建設業将来展望」をとりまとめた。

5. 建設業における社会的責任への対応

(1) 災害対応に係る体制の整備

九州北部豪雨や日本列島を襲った豪雪などの自然災害発生時において、各都道府県建設業協会と連携を図り、被災地域の会員企業の活動状況を把握し、情報提供を行った。

平成 29 年 11 月には、指定公共機関への指定に伴い、関東地方整備局が実施した地震防災訓練に参画し、静岡県建設業協会の協力の下、関係機関との情報伝達訓練を行った。

また、指定公共機関である当会が所在の東京建設会館が被災した場合の代替施設の確保について、東日本建設業保証株式会社との間で、平成 30 年 3 月に覚書締結を行った。

(2) 建設企業(団体)行動憲章に基づくコンプライアンスの徹底

各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、国民からより信頼される適正な企業(団体)活動の推進に向け、「建設企業(団体)行動憲章」のより一層の周知と、会員企業のコンプライアンスの更なる徹底を図った。

(3) CSR 活動の推進

建設業が国民・社会からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮など、建設業が果たすべき役割とその重要性を再認識し、CSR 活動の推進に努めるとともに、啓発用のポスター等を活用し、更なる周知・徹底を図った。

(4) 建設業における社会貢献活動の推進

「建設業社会貢献活動推進月間」の期間中、第 12 回目となる中央行事を、7 月 20 日、経団連会館において開催した。そこでは、各都道府県建設業協会・支部、地区協会並びに会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動 52 事例を顕彰するとともに、代表的な事例として、熊本県建設業協会の「熊本地震における協会各支部の災害復旧活動・防疫活動」、

愛知県の株式会社加藤建設が行った「ビオトープ管理士取得による社員の環境意識向上と環境保全活動」、静岡県の株式会社山田による「経営難で閉鎖したキャンプ場の再生による地域活性化」の3事例の発表を行った。

また、今年度表彰された52事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。

6. 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の取組やイベントについては、全建ホームページや「全建ジャーナル」を活用し、積極的かつタイムリーな情報発信を行った。

また、国土交通省関東地方整備局及び関東1都6県が合同で開催する「利根川水系連合・総合水防演習」、及び初の地方開催となった「防災推進国民大会」に開催地の宮城県建設業協会と連携して参加し、災害時における地域建設業の活動等についてのパネル展示ブースを出展し、PR活動を行った。

さらに、国土交通省が設置する「建設産業戦略的広報推進協議会」に委員として参画するとともに、同会が参加する「子ども霞が関見学デー」に本会として参加・協力を行った。

「全建ジャーナル」については、アンケート調査の結果を踏まえ、地方自治体等の動向を紹介する記事を増やすなど誌面の充実に努めた。

(2) 広報体制の充実・強化

全建ホームページや「全建ジャーナル」を活用し、各都道府県建設業協会が行っている広報活動をより積極的に紹介するなど、広く情報提供を行った。

また、3月には、『地元新聞社から見た建設業』と題して「地域建設業の広報セミナー」を開催し、地域建設業の情報発信力の充実、広報的知識の習得に努めた。

7. 主な要望事項等

◎平成29年度補正予算、平成30年度当初予算・税制改正に関する要望 (9月22日)

本会では9月22日、現下の地域建設業を取り巻く状況にかんがみ、自由民主党、国土交通省に対し、平成29年度補正予算、平成30年度当初予算・税制改正に関する要望活動を行った。

平成29年度補正予算、平成30年度当初予算・税制改正に関する要望

我が国建設業界を取り巻く状況は、昨年度の大型補正や本年度当初予算の効果も一部に見られるとはいえ、企業規模による工事量の偏りから来る企業間格差や地域間での事業量の偏りから来る地域間格差が、依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応等を担うべき地域建設業は、依然として困難な経営環境に置かれております。

さらに、平成29年度も、九州北部豪雨など異常気象による記録的な豪雨災害や台風災害が全国で発生し、多くの尊い生命と貴重な財産が失われるなど、自然災害のリスク低減・国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性が改めて認識されております。

こうした中、地域の安全・安心の守り手であり、地方創生の主体でもある地域建設業が、働き方改革を進めつつ、担い手を確保し、その社会的使命を果していくためには、健全で安定した経営を確保する必要がある、そのためにも安定的かつ持続的な事業量の確保と公平かつ適切な税制を含めた経営環境の整備が不可欠であります。加えて、緩やかな回復基調が続く我が国経済において、アベノミクスの失速にも繋がりがねない本年度後半の腰折れを防ぐ観点からも、財政出動を伴う大型の内需拡大策の早期実行が不可欠であると認識しております。

つきましては、諸事情ご賢察の上、以下の事項について特段のご理解とご配慮を、全国47都道府県建設業協会の総意をもってお願い申し上げます。

記

一、九州北部豪雨等、今年度の災害からの早期復旧・復興を図るとともに、強靱な国土づくり、地域経済の活性化、現場の施工の平準化にも繋がる公共事業を柱とする大型の補正予算を早急に編成されたい。また、併せて地域建設業の実情に配慮した事業予算の重点的な配分を行われたい。

二、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等、相次ぐ自然災害の被災地での復旧・復興

の加速化、近年頻発する大規模自然災害に備えた国土づくり、我が国経済の活性化、地方創生、新技術の現場実装を促進するため、平成30年度当初予算における公共事業費の大幅な増額確保を図られたい。

三、下請負も活用して事業活動を展開している建設業において、下請各階層間で締結する工事請負契約書に係る印紙税は多重課税となっており過重負担であること、また、不課税である電子請負契約書との公平性確保、更には欧米主要国では印紙税が存在しないといった観点からも、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃を図られたい。

◎社会資本整備の着実な推進と地域建設業がその社会的使命を これからも果たしていくために（11月24日）

平成29年度の地域懇談会・ブロック会議での議論を踏まえ、ブロック会議等で出された意見・要望を「社会資本整備の着実な推進と地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」として取りまとめ、11月24日に決議し、同日国土交通大臣をはじめ自民党幹部、国土交通省幹部等に提出した。

社会資本整備の着実な推進と地域建設業がその社会的使命を これからも果たしていくために

政府は、現下の経済情勢を踏まえ、デフレからの脱却を確実なものにするため、「未来投資戦略2017」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」、「ニッポン一億総活躍プラン」等を着実に実行するとともに、人づくり革命と生産性革命の二本柱の施策を具体化するため、年内にも新しい経済政策パッケージを策定し、景気回復を図ることとしています。

また、我が国は、ここ20年間で見ても、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震等の大きな地震があった地震大国であります。その上、九州北部豪雨等、全国で記録的な豪雨災害等の被害が続発しています。このような凶暴化する自然災害への防災・減災対策は、我が国の最優先かつ喫緊の課題であり、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性が改めて認識されています。

もとより、地域建設業界は、国民の生活と経済活動の基盤であるインフラの整備、維持管理等の担い手であるとともに、災害発生時に最前線で緊急対応、復旧活動等を行っている地域の安全・安心の守り手として重要な使命を担っている産業です。

しかしながら、地域建設産業界を取り巻く現状は、長年にわたる建設投資の大幅な減少と受注競争の激化等の影響に加え、近時の建設投資の偏りもあり、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との事業量・利益率の企業間格差が拡大化しています。今年度下期の公共事業費の枯渇が懸念される今こそ、各地域での必要な事業量の確保について、官民一体となって取り組むことが喫緊の課題となっています。

さらに、国を挙げて働き方改革が大きな課題となる中、政府が本年3月にまとめた「働き方改革実行計画」の方針等を踏まえ、本会においても地域建設企業の働き方改革への取組を加速化させるべく「働き方改革行動憲章」を策定したところです。担い手を確保し、生産性

の向上を図り、地域建設業に課せられた社会的使命を今後も果たしていくためにも、その基礎となる企業の健全な経営の確保が必要であり、事業量の安定的・持続的な確保が不可欠です。

このような状況を背景として、一般社団法人全国建設業協会は、本年10月に、全国9ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催いたしました。その総意として、左記のとおり意見を取りまとめましたので、諸事情ご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

一、頻発する大規模災害から国民の生命、財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりを着実に進めるとともに、我が国・地域経済の活性化、地方創生等を促進するため、平成30年度当初予算において、本年度を大幅に上回る公共事業関係費を確保すること。

また、九州北部豪雨等の災害からの早期復旧・復興を図るとともに、地域建設業を取り巻く厳しい現状を踏まえつつ、国土の強靱化等を加速する公共事業を柱とする大型の本年度補正予算を早急に編成すること。

併せて、当該予算の執行に当たっては、地域の実情に配慮した重点的な配分を行うこと。

二、国土強靱化基本計画、国土強靱化地域計画、第4次社会資本整備重点計画等を通じ、社会資本整備の中長期的投資額を具体的に明示するとともに、持続的・安定的に公共事業予算の確保・拡大を図ること。

三、東日本大震災、熊本地震等の被災地の一刻も早い復旧・復興を図るため、必要な事業予算を確保するとともに、「復興歩掛り」「復興係数」「見積もり活用方式」「前払い金の特例措置の延長」等の被災地特例を継続すること。

また、大規模災害時において県・市町村が実施する災害復旧・復興事業の円滑な発注のためのガイドラインの作成に取り組むこと。

四、地域の安全・安心の守り手である地域建設業が、災害や除雪等の対応に必要な人員、機材を維持し、常に稼働体制を整えておくために必要となる事業量の確保に、各発注者は努めるとともに、発注見通しについて、全ての公共発注者の参加の下、地域単位等の統合・公表を早急に行うこと。

また、厳しい財政状況下にあっても、着実に道路事業を全国で推進するため、補助率の嵩上げ措置を継続すること。

五、改正品確法で謳われた適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格や施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定し、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の引上げ、予定価格の上限拘束性の撤廃、予定価格の事後公表、大都市補正の拡充、適切な設計変更等に取り組むこと。

また、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」について、全ての発注者、特に市町村における徹底を図ること。

六、「ゼロ国債」、「2ヵ年国債」、「ゼロ県債」等の一層の活用、適正な工期の設定等により、地方公共団体を含めて、発注や施工時期の平準化の徹底を図ること。加えて、現場条件が整ってからの発注に努めるとともに、開札から落札者決定までの期間の短縮等を図ること

により、入札に伴う技術者の不必要な拘束を回避すること。

また、地域を熟知した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や指名競争入札を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大、積極的活用を図ること。

七、設計労務単価について、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法等を抜本的に見直すことにより更なる引き上げを行うこと。特に、建設業における働き方改革を迅速に進める観点からも、週休2日制の普及、社会保険加入の促進等、日給月給制の技能労働者を含めた建設業界全体の労働環境の整備を図るための設計労務単価の見直しを早急に行うこと。

また、民間を含めた全ての発注者において、建設業界の働き方改革の取組に対する理解の促進と発注者自ら必要な取組を進めるため、きめ細かく、かつ、強力に国として各発注者に対する指導を徹底すること。

さらに、建設現場に働く全ての者のモチベーションの向上を図るため、構造物への銘板の設置に取り組むこと。

加えて、除雪業務に係る時間外労働規制に関し、地方公共団体等の要請により通常の勤務時間以外に行われる除雪については、災害対応に準じた運用となるよう、関係省庁間で調整を図ること。

八、全国の建設現場での生産性向上を図るため、ICT活用に対応できる人材育成、ICT建機導入のための融資や税制等の支援の充実、積算基準の見直し等に取り組むとともに、3次元データ活用現場における書面ゼロ化を含め、工事書類の標準化・簡素化に大胆に取り組むこと。

九、「建設産業政策2017+10」における個々の施策の実施については、地域建設産業の声を十分に踏まえつつ、スピード感を持って取り組むこと。

十、社会資本整備の必要性及び建設産業の魅力や地域建設業の果たす役割について、現場見学会、SNSの活用等、効果的手法を積極的に活用した戦略的広報に官民一体となって取り組むこと。

◎平成30年度の税制改正に関する要望（6月28日）（11月10日）

各都道府県建設業協会からの意見をもとに、税制専門委員会において原案を取りまとめ、経営委員会、理事会の承認を経て、要望書を国土交通省（6月28日）、自由民主党（11月10日）にそれぞれ提出した。

平成30年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度公共事業関係の当初予算は、ほぼ横ばいながら 5 年連続の微増となりました。また、国土交通省関係予算では、当初予算で初となる「ゼロ国債」を計上するなど、発注・施工時期の平準化に大きな効果が期待できるとともに、人材や資機材の確保の円滑化による企業経営の健全化が図れるのではないかと考えています。

しかし、一方では大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として顕在化・拡大化しており、地域建設企業が地域の安全・安心を守るために不可欠な人員や機材を維持する上で必要な事業量を確保できない地域も多く存在しています。

建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手であり、各地域において大きな社会的役割を期待される産業であります。地域建設業が将来に亘って社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。税制体系の抜本的な見直しが議論される昨今の状況に鑑みると、その重要性は一層増しています。

そこで今般、各都道府県建設業協会より標記に係る意見を聴取し、

- ・租税特別措置の創設・延長・改善要望等
- ・運用、手続き等の改善要望等

につき、平成 30 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成等に係る税制上の軽減措置（雇用促進税制・所得拡大促進税制）の延長等
2. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃
3. 中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長
4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等
5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長
6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置及び住宅建設・売買に伴う登録免許税、不動産取得税に関する軽減措置の延長
7. 軽油引取税の課税免除措置の適用期限の延長

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

◎「働き方改革行動憲章」（9 月 21 日）

政府が進める働き方改革に対し、国会及び都道府県建設業協会並びに会員各企業が一丸となって取り組むための指針として、「働き方改革行動憲章」を策定した。

「働き方改革行動憲章」

—地域建設業が魅力ある産業として、これからもその役割を果たしていくために—

一. 経営トップのリーダーシップの発揮

経営者自らが働き方改革を主導し、職場風土改革や就労環境の整備等に、リーダーシップをもって取り組む。

長時間労働を助長するような企業文化や、男女の固定的な役割分担意識等の改革を進めるとともに、各社の行動計画や目標については、PDCAサイクルの着実な実施等により、柔軟な働き方が可能となる環境整備に努める。

二. 生産性向上に向けた課題と目標の共有

生産性を向上させる上で自社が取り組むべき課題と目標を従業員と共有し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、効率的にその職責を果たせるよう改善を図る。

個々の従業員の業務の進め方・内容を改めて確認・検証し、現場の実情に即した業務の見直しや、手待ち時間の短縮（稼働率の引上げ）に向けた工程管理の工夫等を進め、ムリ・ムダを省き、メリハリの利いた業務の進め方により、業務効率の引上げに努める。

三. 女性を始め多様な人材がいきいきと働ける環境の整備

働く意欲のある女性や高齢者の活躍など、誰もが自らの可能性・能力を最大限発揮し、多様で柔軟な働き方が選択できるよう職場環境の整備を推進する。

性や年齢などに関わらず、個々のライフステージに応じて、短時間勤務、在宅就業や、育児・介護休業の取得等が利用できるよう雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。

四. 建設現場における労働安全・衛生環境の整備

地域建設業の生産の場である建設現場の安全で快適な職場環境の整備に取り組む。

協力会社等の従業員を含め、現場に働く全ての従業員が安全で気持ち良く職務に邁進できるよう、きれいな現場の実現に向け、整理整頓等に努めるとともに、トイレ・更衣室等の設置、熱中症対策、除雪待機スペースの整備等、きめ細かな労働環境の整備に努める。

五. 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進

労働時間関係法令の遵守とともに、週休2日の確保等による所定外労働の削減や、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を進め、従業員の健康づくりを通じた健康経営に取り組む。

ノー残業デーの導入、深夜残業の禁止、週休2日制の普及、統一土曜閉所、在宅就業の活用や、年次有給休暇の計画的な付与（半日・時間単位の付与、リフレッシュ休暇・プラスワン休暇（休日の前後に取得）の導入）、取得状況の確認・見える化等に取り組む。

六. 人材育成の推進

能力開発への動機付けや、インセンティブの付与に努めるとともに、積極的に能力開発機会の確保に取り組み、従業員のキャリア形成を促進する。

資格・技能手当、顕彰制度の創設や、受講費用・時間等に配慮するなど、熟練技術・技能の継承及びICT活用等に必要な新たな知識・技能の習得を推進する。

七. 適切な処遇の確保

個々の従業員の職務内容、職務の成果・能力・経験等に対する適正な評価のもと、適切な水準の賃金の支払いや福利厚生の実施に努める。

建設キャリアアップシステム等の整備に伴い、企業内のみならず広く社会一般において、技能に応じた適切な評価と、相応の処遇の確保が求められる中で、従業員の就業形態に関わらず、従業員のやりがいにも通じる適切な処遇の確保に努める。

八. 適切な受注の確保

生産性向上は、適正利潤の確保の上に成り立つものであり、適正利潤が確保できる適正な価格と、適正な工期による受注の徹底に取り組む。

改正品確法の趣旨が民間発注者を含む発注現場に共通の理解となるよう努めるとともに、短工期や低価格でのいわゆるダンピング受注は、工事品質の低下はもとより、工事従事者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等に繋がることから、厳に行わない。

九. 下請企業や取引先の労働環境改善への配慮

下請負契約等の締結に際し、下請企業等の労働環境の改善にも元請企業として責任ある対応を行う。

元請企業として、必要工期の確保、設計図書の精査、適切な現場管理とともに、法定福利費、安全経費を含む必要経費の確保に努め、下請企業に対しても適切な水準の賃金の支払、法定福利費の確実な履行等、技能労働者等の処遇改善が図られるよう必要な要請を行う。

十. 行動憲章の周知・徹底

全国建設業協会並びに各都道府県建設業協会・会員企業は、本行動憲章を最大限尊重し、地域建設業における働き方改革実現のための様々な取組を自ら積極的に行うとともに、先進企業の好事例等の情報の共有にも努める。

◎公共工事品質確保に関する議員連盟幹部との関係団体との 意見交換会における要望（3月12日）

公共工事品質確保に関する議員連盟が、国土交通大臣に「建設業の働き方改革と生産性の向上に関する要望」を行うのに先立ち、同議員連盟幹部と関係団体との意見交換会が行われ、近藤会長から次の要望を行った。

今後の働き方改革への取組について

(一社)全国建設業協会では、地域建設業が魅力ある産業として、これからもその役割を果たしていけるよう、昨年9月に「働き方改革行動憲章」を策定し、都道府県建設業協会及び会員各企業一丸となって、働き方改革の推進に取り組んでおります。

また現在、その取組を更に具体的に推進するため、①週休2日の実現や、②社会保険加入対策の徹底、③設計労務単価引上げ分の下請までの浸透、④ICTの活用による生産性向上のための人材育成等について、団体として新たな推進方策も検討しているところです。

もとより、地域建設業の働き方改革の推進には、業界自らの取組とともに、車の両輪としての国、公共団体はじめ、民間を含めた発注者の皆様の理解と協力が不可欠であります。

つきましては、下記のとおり要望致しますので、政治のリーダーシップの下、各項目の早期の実現に向けてお力添えを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

要 望

1. 改正品確法で謳われた適正利潤の確保に向け、適正な予定価格が設定されるよう一般管理費率の引上げなど所要の制度改善を図られたい。
特に、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、7/10～9/10の引き上げを行われたい。
2. 適正工期の設定と工期延伸に伴う必要経費の確保を図られたい。
3. 日給月給制の技能労働者を含めた労働環境の整備を図るため、週休2日実現のための実質的な単価アップを考慮し、調査・決定方法等を見直すことにより、設計労務単価の抜本的な引上げを図られたい。
4. 発注や施工時期の平準化、現場条件が整ってからの発注、及び開札から落札者決定までの期間の短縮の一層の推進を図られたい。
5. 技術者配置基準の見直しによる施工体制の効率化や、工事関係書類の大胆な簡素化による業務の省力化を図られたい。
6. 生産性向上に向けたICT活用に必要な人材育成や建機導入への支援措置の充実を図られたい。
7. 建設技能者の需給調整がより簡潔に実施できる制度の構築を図られたい。
8. 民間を含む全ての発注者の、建設業の働き方改革の取組に対する理解の促進と、発注者の取組の推進に向けた国による指導の徹底を図られたい。

8. 役員会等の開催

平成 29 年度役員会等を以下のとおり開催した。

- (1) 定時総会 (5/30)
- (2) 正副会長会議 (4/26、5/30、6/23、9/21、11/24、12/14、2/16、3/15)
- (3) 理事会 (4/26、5/30、6/23、9/21、11/24、12/14、2/16、3/15)
- (4) 監事監査 (4/25)
- (5) 協議員会 (9/21、3/15)
- (6) 全国会長会議 (11/24)
- (7) 全国労働問題連絡協議会 (11/1)
- (8) 全国専務・事務局長会議 (3/23)
- (9) 地域懇談会・ブロック会議の運営打合せ会 (8/22)
- (10) 地域懇談会等における諸問題の意見交換会 (12/14)
- (11) 相談役会議 (12/22)

9. 各種委員会等の開催

平成 29 年度各種委員会等を以下のとおり開催した。

- (1) 総務委員会 (2/14) 、表彰部会 (3/28)
- (2) 総合企画委員会 (7/14、3/7)
- (3) 経営委員会 (6/20、3/7)
- (4) 建設生産システム委員会 (7/6、2/22)
- (5) 労働委員会 (7/21、3/6)
- (6) 税制専門委員会 (5/16)
- (7) 総合企画・土木・建設 ITC 合同専門委員会 (4/19)
- (8) 建設工事事例選考委員会 (9/15)

10. 行事・諸会議の開催

(1) 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施

① 全建表彰式 (5/30)

本会の表彰規程・基準に基づき、2条関係263名、4条関係168社、5条関係633名の計1,064名に賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

② 建設業社会貢献活動推進月間中央行事 (7/21)

経団連会館において開催した建設業社会貢献活動推進月間中央行事において、建設業社会貢献活動の功労者表彰を行い、29協会・支部等と会員企業23社を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

③ 建設関係殉職者慰霊法要 (9/21)

芝増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた31柱の御霊を合祀した。これにより、昭和12年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、平成29年度までに慰霊塔に合祀された御霊は、62,854柱となった。

(2) 全国建設労働問題連絡協議会 (11月1日)

政府において働き方改革の議論が進められる中で、労働委員会委員及び各都道府県建設業協会、建設労務安全研究会ほか関係団体の役職員等、約140名が参加し、「働き方改革の現状と今後の方向性」と題した厚生労働省担当者による講演を行った。

また、「働き方改革」に向けて積極的な取組を行っている会員企業を招き、現在の取組状況についての発表会を行った。

(3) 技術研究発表会 (11月15日)

鉄鋼会館において、第10回技術研究発表会を開催し、建設工事の施工上の工夫・改善、事業提案事例に応募のあった112事例の中から、建設工事事例選考委員会の審査を経て選考された優秀な11事例のプレゼンテーションを実施した。

最優秀賞には、木内建設株式会社土木部の松下圭佑氏が発表した「コンクリート圧送

中にホースの振動による鉄筋等のずれ防止のための手作り免震装置」が、特別賞には、一二三北路株式会社土木工事部の坂下淳一氏が発表した「VRによる安全管理～ゴーグル型ディスプレイによる安全の可視化～」が、第10回記念賞には、株式会社丸本組建築部の武山航耶氏発表した「建築躯体工事の階段開口部の墜落防止手摺」がそれぞれ選ばれた。

また、今回は、第10回目の開催を記念して特別表彰を行い、過去10年を振り返って、事例応募に最も積極的かつ会員企業にとって有益な優良事例を、数多く本会会員に情報発信された、宮城県建設業協会の株式会社丸本組に「技術研究大賞」を贈った。

(4) 経営者層の研鑽のための施設見学会の開催 (2月16日)

副会長、理事、事務局役職員等約40名で2月16日の理事会終了後、東急建設(株)が行う東京都渋谷区の「渋谷駅街区東棟新築工事」を視察した。事業の全体概要について説明を受けた後、現場に赴き、建築中の建物を見学した。

以 上

